

漁業許可の継続、承継の可否及び有効期間一覧表

漁業種類	継続	承継	許可の有効期間	備考
中型まき網漁業(船舶ごと)5トン以上40トン未満	○	○	5	
1 そうまききんちやく網				
とびうおまき網(10トン未満)				
1 そうまきぼらまき網(10トン未満)				
2 そうまきぼらまき網(10トン未満)				
もじゃこまき網(10トン未満)			1	規則第 15 条 第 2 項適用
小型機船底びき網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
えびけた網				
かいけた網(中海・境水道除く)				
かいけた網(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
自家用餌料びき網				
小型まき網漁業(船舶ごと)5トン未満	○	○	5	
とびうおまき網				
1 そうまきぼらまき網				
2 そうまきぼらまき網				
もじゃこまき網			1	規則第 15 条 第 2 項適用
まき刺網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
1 そうまきはまち狩刺網				
2 そうまきはまち狩刺網				
たいまき刺網				
1 そうまきぼらまき刺網(中海・境水道除く)				
1 そうまきぼらまき刺網(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
2 そうまきぼらまき刺網(中海・境水道除く)				
2 そうまきぼらまき刺網(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
1 そうまきぼら狩刺網(中海・境水道除く)				
1 そうまきぼら狩刺網(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
機船船びき網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
さより船びき網(中海・境水道除く)				
さより船びき網(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
いわし、あじ機船船びき網				
1 そうびきいわし船びき網(中海・境水道除く)				
1 そうびきいわし船びき網(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
わかさぎ機船船びき網(中海のみ)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
あみえび機船船びき網漁業				
ごち網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
一 そうごち網				
敷網漁業(船舶ごと)	○	○	3	

浮敷網				
棒受網				
こぎ刺網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
きすこぎ刺網				
たいこぎ刺網				
かご網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
ふぐかご網				
ばいかご網			1	規則第 15 条 第 2 項適用
かわはぎかご網				
小型いかつり漁業(船舶ごと)	○	○	3	
小型いかつり(10～30トン)				
〃(5～10トン)				
県外船	×	○	1	規則第 15 条 第 2 項適用
すくい網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
すくい網(中海海域)				
しいらつけ漁業(船舶ごと)	○	○	5	
しいらつけ				
げんしき網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
固定式刺網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
一重網(中海・境水道除く)				
〃(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
〃(中海・境水道のみ)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
三重網(中海・境水道除く)				
三重網(中海・境水道含む)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
磯屋刺網				
かつら網漁業(漁業ごと)	×	×	5	
かつら網				
地びき網漁業(漁業ごと)	×	×	5	
地びき網				
小型定置漁業(漁業ごと)	×	×	5	
ふくろ網(中海海域)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
ます網(中海海域)			3	規則第 15 条 第 2 項適用
小型定置				
潜水器漁業(漁業ごと)	×	×	1	
潜水器				
あわび漁業(漁業ごと)	×	×	1	
潜水器漁業を除く				
なまこ漁業(漁業ごと)	×	×	1	
小型機船底びき網漁業、潜水器漁業を除く				